

四万十市中心市街地活性化協議会設立趣意書

中心市街地の活性化に関する法律(平成18年8月22日施行)が施行され、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成18年9月8日閣議決定)が示されました。これにより、国の基本方針の目標として掲げられている①「人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、高齢者を含め多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること」(コンパクトなまちづくり)、②「地域住民、事業者等の社会的、経済的、文化的活動が活発に行われることにより、より活力ある地域経済社会を確立すること」を目指すこととなりました。

市町村については、国の基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地において、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、その取り組みに対し国から集中的かつ効果的に重点的な支援を受けられることとなりました。

四万十市においても、庁内に四万十市中心市街地活性化基本計画策定委員会を立ち上げ、基本計画作成に着手しております。内閣総理大臣の認定を受けるためには、地域住民、事業者、行政等が一体となって具体的な事業を推進するとともに、その実効性及び実現性が求められることから、基本計画の策定にあたっては、幅広い意見を反映させるため、法により設置することができる「中心市街地活性化協議会」で活発な議論を交わしていくことが重要であります。このため、中村商工会議所とまちづくり四万十株式会社が設置主体となり設立の運びとなったものであります。この協議会は、基本計画に対する意見はもとより中心市街地の活性化への取り組みにあたり、地域住民、事業者、行政等の多様な主体が参画し、活発な議論を交わしつつ、それぞれ相互連携し、主体的に取り組むという機能を併せ持つものであり、いわば、中心市街地活性化事業の舵取りを担うものであります。これからのまちづくりは、行政にすべて任せるとはならずそれぞれの役割分担を明確にした上で、それぞれが主体的、積極的に取り組むことが重要であり、そのことが地域産業に相乗効果をもたらす、地域全体の活性化に繋がるものと考えられます。そうした意味においても、協議会は正にその中核をなすものであります。

各位におかれましては、協議会設立の趣旨、協議会の役割等を十分にご理解いただき、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年9月吉日

設立発起人

中村商工会議所

会 頭

福田 充

まちづくり四万十株式会社

代表取締役社長 福田 充